

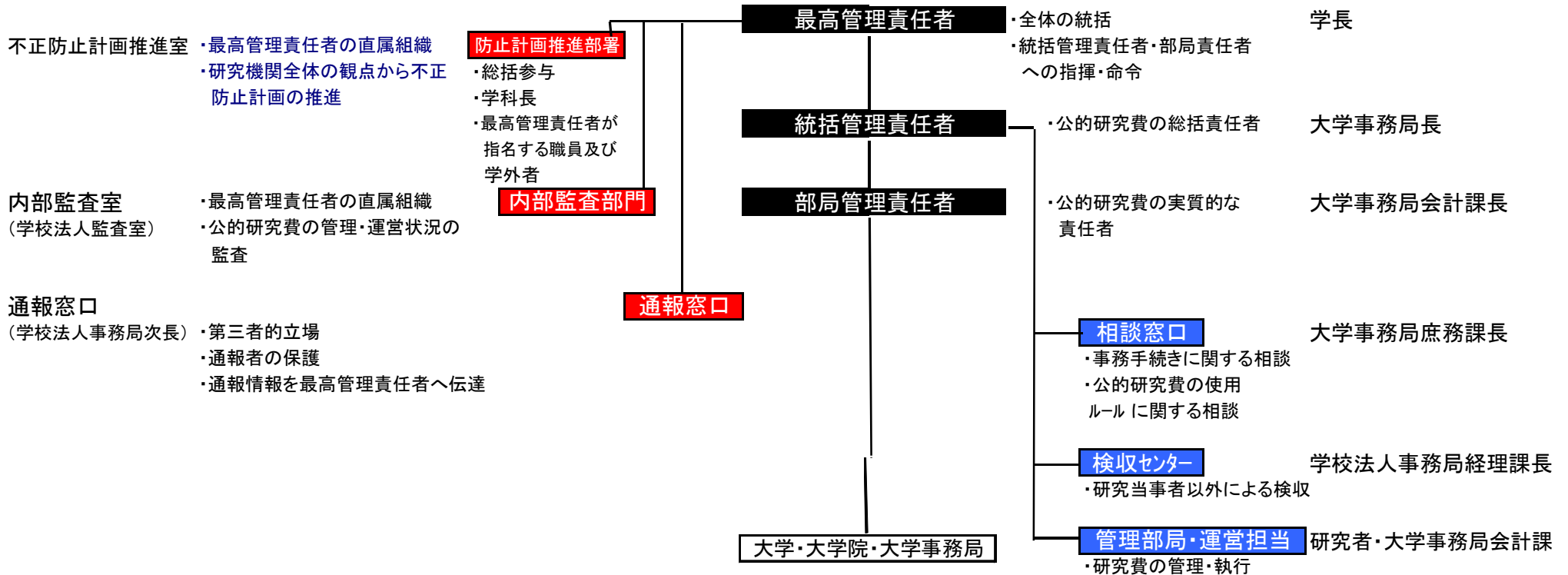
公的研究費の取扱いについて

久留米工業大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に基づき、競争的資金の不正な行為を防止し、もってその適正な運営・管理を行うための体制・規則等を定めましたので、公表します。

最高管理責任者：学 長

- ・ 公的研究費の管理・運営に係る責任体系図
- ・ 久留米工業大学における行動規範
- ・ 公的資金等の管理・運営に関する不正防止計画
- ・ 研究費使用に係る相談窓口等について
- ・ 久留米工業大学における競争的資金取扱規程
- ・ 久留米工業大学の研究活動に係る不正行為防止等に関する規程

公的研究費の管理・運営に係る責任体系 学校法人久留米工業大学



平成 20 年 1 月 9 日制定

久留米工業大学行動規範

私たち久留米工業大学の教職員は、大学の使命と役割を認識して、高い倫理観の下に職務を遂行する責任と義務があることを常に自覚して行動し、もって社会の付託と信頼に応えるため、この「行動規範」を制定します。

法令等の遵守

私たち教職員は、教育・研究及びその他の職務の遂行に当たっては、法令、学内の諸規則等を遵守し、大学人としての責任と自覚の下に誠実に行動し、不正な行為をしないこと、不正な行為に加担をしないこと、不正な行為を隠蔽しないことを誓います。

学生の教育

私たち教職員は、学生の教育に当たっては、本学の「人間味豊かな産業人の育成」という建学の精神と「知を磨き、情を育み、意を鍛える」という教育理念に則り、誠実に対応することを誓います。

社会への貢献

私たち教職員は、社会の求めに応じて、本学における教育・研究の成果物及び人材を社会に提供し、社会の発展及び人類の福祉への貢献に努めます。

透明性の確保

私たち教職員は、教育・研究及びその他の職務の遂行に関する諸情報について、社会に公表するなど透明性の確保に努めます。

公的資金等の管理・運営に関する不正防止計画

本学における公的資金等の管理・運営の取扱いに関して、本学の職員による不正使用などの不正行為を防止し、その適正化を図るために「不正防止計画」を定める。

I 法令等の遵守

久留米工業大学の研究者及び事務職員等は、公的資金等の管理・運営に関して法令、本学の各種規程及び行動規範等を遵守しなければならない。

II 研究活動成果等の公表

研究者は、公的資金等に係る研究活動の成果について公表しなければならない。
また、研究者は、当該研究活動の成果に係るデータ、資料等を適正に保管するとともに、研究活動公正委員会その他関係者からその提示が求められたときには、これに誠実に応えなければならない。

III 経理の適正化の確保

① 資金の管理

公的資金等の預金通帳は、学長を名義人として、部局管理者(会計課長)が管理し、帳簿を備えて現金の出納保管を行う。

② 物品の調達

物品の調達は、原則として大学事務局会計課長(会計課職員を含む)が行う。ただし、調達金額が 3 万円未満で、かつ、緊急を要するなどの理由により会計課長の承認を得た場合には、研究者が自ら調達することができる。

③ 研究支援者等の雇用

研究者は、研究支援者等を雇用しようとする場合には雇用計画書を、研究支援者等が業務に従事したときは勤務報告書を会計課長に提出して、その確認を受けなければならない。

④ 出張

研究者は、久留米工業大学以外の場所で研究活動を遂行しようとする場合には、旅行命令伺い・出張計画を会計課長の承認を受けなければならない。出張が完了したときは、出張報告書に航空券の領収書及び半券を添付して、会計課長に提出しなければならない。

IV 監査体制

① 内部監査室の事務

内部監査室は、公的資金等の経理全般について随時及び定期的に監査を実施し、その結果を不正防止計画推進室に報告しなければならない。

② 検収センターの事務

検収センターの検査員は、公的資金等に係る物品等の調達について、研究員の立会いの下にその給付の完了のための確認検査を実施しなければならない。

V 相談窓口の事務

相談窓口の担当者は、公的資金等の公募・申請手続き、関係諸規則及び統一的な運用について、関係者から相談を受けたときは、誠実に対応するとともに相談の内容を不正防止計画推進室に報告しなければならない。

VI 通報窓口の事務

通報窓口の担当者は、研究活動及び公的資金等の管理・運営について、学内外者から通報を受けたときは、誠実に対応し、その通報者の秘密を保護するとともに通報の内容を不正防止計画推進室に報告しなければならない。

【研究費使用に係る相談窓口】

不正行為・不正使用に係る申立て等の各窓口を設置しました。

相談窓口（競争的資金等に係る事務処理手続きに関する学内外からの問合せ対応）

学校法人久留米工業大学 久留米工業大学庶務課長

TEL	0942-22-2345
FAX	0942-21-8770
E-mail	mori@cc.kurume-it.ac.jp
住 所	〒830-0052 福岡県久留米市上津町 2228-66

通報窓口（研究活動の不正行為対応）

学校法人久留米工業大学 法人本部事務局次長

TEL	0942-22-1234
FAX	0942-22-1235
E-mail	ogushi@cc.kurume-it.ac.jp
住 所	〒830-0052 福岡県久留米市上津町 2228-66

検収センター（納入業者の皆様へ：物品等の発注に基づく給付確認に対応）

学校法人久留米工業大学 法人本部経理課長

TEL	0942-22-1234
FAX	0942-22-1235
E-mail	wata@cc.kurume-it.ac.jp
住 所	〒830-0052 福岡県久留米市上津町 2228-66

久留米工業大学における競争的資金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、久留米工業大学（以下「本学」という。）における競争的資金等（以下競争的資金等」という。）の取扱いに関して、適正に管理・運営するために必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 競争的資金等の管理・運営については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定め若しくは学内規定のほか、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「競争的資金等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 研究者が研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て研究費が助成される補助金
- (2) 研究者又は研究グループが公募により資金配分機関の審査を経て採択され、資金配分機関と採択された研究者の所属機関の間で委託契約が結ばれる委託費（再委託契約によるものも含む。）

2 この規程において「各部局」とは、工学部、大学院研究科、及び事務局をいう。

(責任と権限)

第4条 本学の競争的資金等を適正に管理・運営するために最高管理責任者、統括管理責任者及び部局責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、競争的資金等の管理・運営について最終責任を負うものとし、大学の学長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の管理・運営について全体を統括する責任と権限を持つものとし、大学の事務局長をもって充てる。
- (3) 部局責任者は、各部局等における競争的資金等の管理・運営について実質的な責任と権限を持つものとし、大学の会計課長をもって充てる。
- (4) 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任をもって競争的資金等の管理・運営が行えるよう、適切に指揮・命令をしなければならない。

(不正防止計画の策定及び実施)

第5条 部局責任者は、競争的資金等を適正に管理・運営し、不正を発生させないために、その諸要因を明らかにした不正防止計画を策定し、総括管理責任者に報告するものとする。

2 総括管理責任者は、前項の不正防止計画を公表しなければならない。

(組織体制)

第6条 本学の競争的資金等を適正に管理・運営する組織として、最高管理責任者の下に不正防止計画の推進を担当する部署として不正防止計画推進室を設置する。

2 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 総括参与
- (2) 学科長
- (3) 最高管理責任者が指名する職員
- (4) 最高管理責任者が指名する学外者

3 不正防止計画推進室に室長を置き、総括参与をもって充てる。

4 不正防止計画推進室は、不正防止計画の推進に当たり、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 競争的資金等の管理・運営に係る実態の把握・検証及び不正発生要因に対する改善策に関すること。
 - (2) 行動規範の策定等に関すること。
 - (3) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。
- 5 不正防止計画推進室の事務は、大学事務局において処理する。
(相談窓口等の設置)

第7条 本学における競争的資金等に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。

- 2 相談窓口は、大学事務局庶務課長をもって充てる。
- 3 相談窓口は、本学における競争的資金等に係る事務処理手続に関する学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(通報窓口の設置)

第8条 本学における研究活動の不正行為等に適切に対応できるようにするため、通報窓口を置く。

- 2 通報窓口は、学校法人事務局次長が担当する。
- 3 通報窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(検収センター)

第9条 本学における物品等の発注に基づく適正な給付の完了確認を行うため、検査員を置く。

- 2 検査員は学校法人事務局経理課長とし、納品書等の提示を受けたときは、契約書・仕様書等に従って適正に検収を実施しなければならない。

(取引停止)

第10条 学長は、研究費の不正使用に関与したとして認定した業者に対して、その不正の程度に応じて一定の期間、大学との取引を停止することができる。

(内部監査)

第11条 本学における競争的資金等の適正な管理・運営を期すため、内部監査室を置き、学校法人久留米工業大学経理規程第67条から第72条までに規定するところにより、監査を実施する。

- 2 内部監査室は、学校法人事務局監査室が担当する。
- 3 内部監査室は、前項に規定する監査のほか、競争的資金等の適正な管理・運営についてモニタリングを実施するものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、競争的資金等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

久留米工業大学の研究活動に係る不正行為防止等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、久留米工業大学（以下「本学」という。）の研究活動における不正行為の防止、不正行為に起因する問題が生じた場合に適切かつ迅速に対処するための委員会の設置及び不正行為に対する措置等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、研究活動又はその成果の発表の過程における次の各号のいずれかに該当する行為をいい、その用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為
- (4) 研究活動に係る研究費の不正な使用に関する行為
- (5) 第1号から前号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

2 この規程において「研究者等」とは、本学において研究活動に従事する教職員、学生その他本学の施設設備を利用するすべての者をいう。

(研究活動公正委員会の設置)

第3条 本学に、不正行為に対処するため、久留米工業大学研究活動公正委員会（以下「委員会」という）。を置く。

(組織)

第4条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 総括参与
- (3) 学長が必要と認めた者（学外有識者を含む。）若干人

2 前項第3号に規定する委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第5条 前条第2項に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第4条第1項第1号に規定する委員をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第7条 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門委員)

第8条 委員会には、専門分野に応じ適切な調査及び適正な審議を確保するため、委員の職務を補佐する専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員長が委嘱する。

- 3 専門委員は、議長の求めに応じ、委員会に出席することができる。
- 4 その他専門委員会について必要な事項は、委員会において別に定める。

(守秘義務)

第9条 委員会・専門委員会の委員及びこの規程に基づき不正行為の調査等に携わった者は、その職務に関し知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(不正行為の疑いの申立て)

第10条 不正行為の疑いが存在すると思料する研究者等は、別紙の申立書により、第19条に基づいて設置される窓口で調査を申し立てることができる。

(予備調査)

第11条 委員長は前条の規定による申立てがあった場合には、速やかにその内容を委員会に報告しなければならない。

- 2 委員会は、前項の報告があった場合は、調査を開始すべきか否かを検討し、その結果を前条の申立てをした者（以下「申立者」という）に通知するとともに、調査の必要があると認めるときは、当該事案について必要な調査（以下「予備調査」という。）を行わなければならない。
- 3 委員会は、第1項の場合において、不正行為があったと推定される時期から5年以上経過し、かつ、調査を実施することが困難であると認めるときは、当該申立てを却下することができる。
- 4 委員会は、予備調査を実施する場合には、原則として申立ての日から60日以内に当該調査を終了し、その結果を申立者及び調査対象の研究者等（以下「関係者」という。）に通知するものとする。
- 5 委員会は、調査の結果について調査対象の研究者等（以下「対象研究者」という。）に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 6 この条に定めるもののほか、本調査に関し必要な事項は、別に定める。

(本調査)

第12条 委員会は、予備調査の結果に基づき、事案について本格的な調査（以下「本調査」という。）を実施するか否かを決定し、理事長に報告するとともに、関係者に通知する。

- 2 委員会は、本調査を実施する場合には、原則として調査開始の日から90日以内に当該調査を終了するものとする。
- 3 本調査においては、対象研究者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 4 委員会が第1項の規定により本調査を実施すべきことを決定した場合において、調査対象に係る研究に競争的資金が配分され、又は配分が予定されているときは、当該競争的資金の配分機関に対し、その旨を通知するものとする。
- 5 関係者は、委員会の本調査に対しては、誠実に協力しなければならないとともに、これに応じなければならない。
- 6 この条に定めるもののほか、本調査に関し必要な事項は、別に定める。

(裁定)

第13条 委員会は、本調査の結果に基づき、不正行為の有無について、その裁定を行う。

- 2 委員会は、前項の裁定を行うに当たっては、関係者に対し、当該研究につき調査した内容をまとめた報告書（以下「調査報告書」という。）を開示し、相当の期限を付して意見を求めるものとする。この場合において、期限内に意見の提出があったときは、最終の調査報告書には、その内容を付記しなければならない。
- 3 委員会は、第1項の裁定を行ったときは、直ちに、その内容を理事長に報告するとともに、関係者に通知しなければならない。

- 4 委員会は、裁定の結果、不正行為が存在しなかったことが確認された場合は、対象研究者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

(裁定の通知及び公表)

第14条 学長は、前条第3項の規定による報告を受けたときは、第12条第4項の競争的資金の配分機関に対し、裁定の概要を通知するとともに、当該競争的資金に関し必要な協議を行うものとする。

- 2 学長は、不正行為が確認された場合は、前項の機関以外の研究資金提供機関、関連する論文掲載機関、関連する教育研究機関その他の関連機関（以下「研究資金提供機関等」という。）に対し、裁定の概要を通知するとともに、その対応について必要な協議を行うものとする。

- 3 不正行為が確認された場合に係る当該調査結果の概要は、個人情報又は知的財産の保護その他合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、原則として公表する。

(不正行為に対する措置)

第15条 学長は、不正行為が確認された場合は、対象研究者に対し、学校法人久留米工業大学服務規則に基づき懲戒処分などの措置を講ずることができる。

(不服申立て)

第16条 第13条の裁定により不正行為と確認された対象研究者及び申立てが根拠がないものと認定された申立者は、裁定の日から30日以内に、学長に任意の様式により不服申立てを行うことができる。

- 2 学長は前項の申立てがあったときは、委員会に対し審査を命じるものとする。ただし、不服申立ての内容が委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、委員会に代えて、他の者に審査させることができる。

- 3 前項により審査を行う場合は、不服申立ての内容、理由等を勘案し、再調査を行うか否かを速やかに決定し、その結果を学長に報告しなければならない。

- 4 学長は、前項の決定について、対象研究者から不服申立てがあった場合は申立者に、申立者から不服申立てがあった場合は対象研究者にその旨を通知する。

また、学長は、必要がある場合は当該事案に係る研究資金提供機関等に対し不服申立てがあった旨を通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

- 5 対象研究者からの不服申立てについて、委員会（第2項ただし書きの場合は、委員会に代わる者以下この条において同じ。）は、再調査を行うことを決定した場合には、対象研究者に対して先の調査結果を覆すに足りる資料等の提出の協力を求めるものとし、その協力が得られない場合は、再調査を行わず審査を打ち切ることができるものとする。その場合は、ただちに学長に報告し、対象研究者に当該決定を通知するとともに、必要がある場合は当該事案に係る研究資金提供機関等に対し通知する。

- 6 対象研究者からの不服申立てについて、委員会が再調査を開始した場合は、50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を、ただちに学長に報告し、学長は関係者に通知するとともに、必要がある場合は当該事案に係る研究資金提供機関等に対し通知する。

- 7 根拠がないものと認定された申立者からの不服申立てについて、委員会は、30日以内に再調査を行い、その結果をただちに学長に報告し、学長は関係者に通知するとともに、必要がある場合は当該事案に係る研究資金提供機関等に対し通知する。

(申立者及び調査協力者の保護)

第17条 本学は、不正行為に関する申立者及び調査に協力する者に対して、申立て又は情報提供を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないよう十分に配慮しなければならない。ただし、根

拠のない虚偽の申立て等を行った者に対しては、氏名の公表、懲戒処分などの措置を講ずることができる。

(啓発活動)

第 18 条 委員会は、部局と協力し、不正行為の予防のため、研究者等への倫理教育を含む啓発活動を行うものとする。

(窓口の設置)

第 19 条 委員会は、不正行為に関する申立て及び情報提供並びにこの規程に関わる相談、照会等に対応するための窓口を設置する。

(委員会の事務)

第 20 条 委員会に関する事務は、大学事務局で行う。

(雑則)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営その他研究活動の不正行為の防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

申 立 書

申立日：平成 年 月 日

久留米工業大学研究活動公正委員会委員長 殿

所 属：

職名等：

氏 名：

連絡先：

久留米工業大学における研究活動の不正行為防止等に関する取扱規程第10条の規定に基づき、下記の研究活動における不正行為について申立てを行います。

記

1. 対象研究者の所属、職名等、氏名

所 属

職名等

氏 名

2. 不正行為の種類：（ねつ造・改ざん・盗用・不正経理等の別）

3. 不正行為の内容

4. 不正行為の発生時期

年 月

5. 不正行為の発生場所

6. 証拠資料

7. 対象研究資金について（わかる範囲で記入してください。）

助成機関名：

資金名称：

課 題 名：

番 号：

8. その他参考となる事項（記述は任意とします。）